

JRE POINT 会員規約

東日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）は当社の定める手続きを完了させた会員が、当社の運営・提供する JRE POINT のサービス（以下、「JRE POINT のサービス」といいます。）を利用するにあたり、以下のとおり「JRE POINT 会員規約」（以下、「会員規約」といいます。）を定めます。

第1条（適用範囲）

会員規約は、JRE POINT のサービスのご利用に関して、当社と会員に適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

会員規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「JRE POINT」とは、当社から JRE POINT 会員に対して付与するポイントの名称をいい、JRE POINT として付与又は利用される個々のポイントは、以下単に「ポイント」といいます。
- (2) 「会員希望者」とは、JRE POINT のサービスにおける会員となることを希望する者をいいます。
- (3) 「会員」とは、以下の項目のいずれか又は複数に該当する者をいいます。
 - ①会員規約に同意の上、当社が定める所定の手続きを経て会員登録を行い第4条に定める会員証の交付を受けた者
 - ②会員規約に同意の上、JRE POINT WEB サイト等において、当社が定める Suica の登録手続きを行った者
 - ③株式会社ビューカードに対して、ビューカードの入会申込みを行い、適格と認められた者
- (4) 「ポイント加盟店」とは、会員が JRE POINT のサービスの全部又は一部を利用することができる企業又は店舗である、JRE POINT 加盟店及び JRE POINT Suica 加盟店をいいます。
 - ①「JRE POINT 加盟店」とは、前号①に定める会員が会員証の提示等により、JRE POINT のサービスを利用することができる企業又は店舗をいいます。
 - ②「JRE POINT Suica 加盟店」とは、前号②に定める会員が第5条第1項に定める登録手続きを完了した Suica（以下、「登録済 Suica」といいます。）の電子マネー決済等により、ポイントの付与を受けることができる企業又は店舗をいいます。なお、ポイント加盟店である企業又は店舗については JRE POINT WEB サイト等又は店頭等で告知するものとします。

- (5)「ポイント加盟店等」とは、前号に定めるポイント加盟店及び当社と JRE POINT に係る提携契約を締結し、会員に対し JRE POINT のサービスを提供する企業をいいます。
- (6)「グループ会社」とは、当社の有価証券報告書等に記載されている当社のグループ会社をいいます。
- (7)「テナント等」とは、JRE POINT 加盟店のうち、グループ会社が運営する駅ビルやショッピングセンター等の商業施設に出店する企業若しくは店舗等又は当社の運営する駅構内に出店する企業若しくは店舗等をいいます。
- (8)「JRE POINT WEB サイト等」とは、当社が、JRE POINT の一部のサービスを提供するために開設する WEB サイト及びスマートフォン用のアプリをいいます。
- (9)「会員情報」とは、会員又は会員希望者が、会員登録時に当社に届け出た事項、会員となった後に会員から通知を受ける等により当社が知り得た事項をいいます。
- (10)「会員 ID 情報」とは、JRE POINT WEB サイト等を利用する際に登録したユーザー ID、パスワード、E-Mail アドレス及びその他の JRE POINT WEB サイト等を利用するにあたって会員本人を特定するために必要な当社所定の情報をいいます。
- (11)「ポイント残高」とは、JRE POINT のサービスの利用によりポイント口座に積み立てられたポイント数をいいます。
- (12)「ポイント付与条件」とは、ポイント加盟店等、ポイント付与率及びその他ポイントの付与に関する条件をいいます。
- (13)「ビューカード」とは、株式会社ビューカードが発行するクレジットカードのうち、付帯サービスとして JRE POINT のサービスを提供するクレジットカードをいいます。
- (14)「JRE POINT Suica 提携企業」とは、当社と JRE POINT Suica 提携契約を締結し、第 2 条(3)②に定める会員に対して、JRE POINT と交換可能なポイント（第 2 条(1)に定める定義にかかわらず、JRE POINT ではないポイントをいいます。）等（以下、「交換可能ポイント」といいます。）のサービスを運営する企業をいいます。
- (15)「SuicaID 番号」とは、JRE POINT を付与する際の識別に用いる、Suica に割り当てられた文字列をいいます。
- (16)「JRE POINT 対象 Suica」とは、当社が別に定める東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号）第 3 条に定める記名 Suica（当社が別に定める障がい者用 IC カード乗車券取扱規則第 3 条に定める介護者用 Suica を除きます。以下、「記名 Suica」といいます。）、モバイル Suica、Suica 付ビューカード、当社が別に定めるクレジットカード、東京モノレール株式会社が発行する記名式の IC カード乗車券（以下、「モノレール Suica」といいます。）、東京臨海高速鉄道株式会社が発行する記名式の IC カード乗車券（以下、「りんかい Suica」といいます。）、その他当社が別に定める Suica をいいます。
- (17)「ビューカード会員規約」とは、株式会社ビューカードが定める、ビューカードに

適用される規約のことをいいます。

(18) 「ビューカード会員」とは、ビューカード会員規約を承認の上、ビューカードの入会申込みをされ、株式会社ビューカードが適格と認めた方をいいます。

(19) 「鉄道利用」とは、登録済 Suica を用いて、以下の各号を行うことをいいます。

①当社の在来線（ただし、定期券区間を除きます。）を入場及び出場ともに自動改札機による改札を受けて登録済 Suica の SF により運賃を支払って乗車すること。ただし、出場時に駅の改札窓口にて障害者手帳を提示して登録済 Suica の精算処理を受けて出場した場合等、当社が別に定める場合を含みます。

②Suica グリーン券の事前購入をすること。

③モバイル Suica 定期券を購入すること。

④当社の新幹線（タッチで Go！新幹線特約第 13 条第 1 項に定めるサービス取扱区間とし、Suica FREX 定期券・Suica FREX パル定期券区間を除きます。）を入場及び出場ともに自動改札機による改札を受けて登録済 Suica の SF により運賃・料金を支払って乗車すること。

⑤①に定める方法により同一運賃を支払って、同一月内において別に定める回数以上乗車すること。なお、同一月内とは、当月 1 日午前 3 時 00 分から翌月 1 日午前 2 時 59 分までの間をいいます。

(20) 「他サービス」とは、当該サービスのアカウントと JRE POINT のアカウントを会員が連携することで、JRE POINT のサービスの全部又は一部を利用することができるサービスをいいます。

第 3 条（会員資格）

1 会員希望者は、会員規約に同意の上、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項のいずれかの手続きその他当社が定める所定の手続きを行い会員登録するものとし、当社のシステムに会員情報が登録された時点で、当該会員希望者の会員登録が完了するものとします。ただし、会員情報の記載漏れがあった場合には、会員登録を完了することができないことがあります。

2 会員規約（ただし、第 17 条第 3 項（3）を除きます。）に同意いただけない場合には、会員になることはできません。また、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）の構成員（過去 5 年以内に構成員だった場合を含みます。）及びその関係者、又は、サービスの悪用若しくは第三者に迷惑をかける行為を行う者等については、ご利用をお断りしています。

3 会員希望者が、第 15 条に定める内容に該当することが判明した場合は、会員登録はできません。また、第 15 条に定める内容に該当することが判明した場合は、会員登録が完了したときであっても、当社は当該会員の資格を停止又は取消することができるも

のとします。

- 4 JRE POINT のサービスは個人を対象としているため、法人は会員となることはできません。

第4条（第2条(3)①に定める会員）

- 1 第2条(3)①に定める会員となることを希望する会員希望者は、当社の定める JRE POINT の入会申込書に会員情報をご記入のうえ、所定の箇所にご提出いただくか、JRE POINT WEB サイト等から所定の申込み手続きを行ってください。会員登録が完了した場合、当社は当該会員に対し会員証を発行します。ビューカードを会員証として利用することができる場合にそれを希望する方は、ビューカード会員規約及び同規約に関連する特約にも承諾する必要があります。
- 2 前項にかかわらず、当社が適切と判断する場合は、会員登録を完了する前に会員証を発行することがありますが、その場合、当社にて会員登録が完了するまでの期間についても、当該会員希望者は会員規約及び関連する特約の規定に従うものとします。
- 3 前2項に定める会員証とは、第2条(3)①に定める会員であることを示すものであり、当社又は当社が発行を認めた企業が発行したカード（以下、「ポイントカード」といいます。）、その他当社が会員証として認めたものをいいます。
- 4 会員証は会員本人のみが利用できるものとします。会員は善良なる管理者の注意義務をもって会員証を保管するものとし、会員証を他人に譲渡、貸与し、又はこれらに担保を設定することはできません。
- 5 ポイントカードの発行を受けた会員は、ポイントカード受領後、ただちにポイントカードの署名欄に自署するものとします。
- 6 ポイントカードの汚損、紛失等の理由で当社が認めた場合、ポイントカード発行者は、ポイントカードを再発行します。なお、当社又はポイントカード発行者が別に定めた場合、会員は再発行手数料を支払う必要があります。
- 7 当社が発行するポイントカードの所有権は、当社に帰属します。なお、当社以外が発行したポイントカードの所有権については、その発行主体の定めるところによります。
- 8 会員証の紛失・盗難等が発生した場合は、JRE POINT コールセンターへ申し出ることにより、利用停止手続きを行うものとします。また、第2条(3)③に定める会員については、株式会社ビューカードが定めるカード紛失・盗難専用の連絡窓口へ連絡するものとします。
- 9 利用停止手続きの完了前にポイントが利用されポイント残高が減少していた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。また、減少したポイントの補填は行わないものとします。

第5条（第2条(3)②に定める会員）

- 1 第2条(3)②に定める会員となることを希望する会員希望者は、JRE POINT WEB サ

イト等にて、JRE POINT WEB サイト等の記載事項に同意の上、当社の定める方法で会員情報を入力していただき、JRE POINT 対象 Suica について、Suica の登録手続きを行うものとし、当該手続きは、会員希望者に対し当社のシステムから登録手続き完了画面を送信した時点で完了するものとし、なお、上記の Suica の登録手続きを希望する者（以下、「Suica 登録希望者」といいます。）は、Suica の種別により、以下の事項につき同意するものとし、

- (1) 記名 Suica の利用者、当社が別に定めるクレジットカードの利用者又は当社が別に定める Suica の利用者である Suica 登録希望者は、記名 Suica、当社が別に定めるクレジットカード又は当社が別に定める Suica に記録された個人を特定する情報を利用して当社が本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとし、
 - (2) モバイル Suica 会員である Suica 登録希望者は、モバイル Suica 会員として当社に届け出た情報を利用して当社が本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとし、
 - (3) Suica 付ビューカードの利用者である Suica 登録希望者は、当該カードに記録された個人を特定する情報を当社が株式会社ビューカードより提供を受け、当該情報を利用して本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとし、
 - (4) モノレール Suica の利用者である Suica 登録希望者は、モノレール Suica に記録された個人を特定する情報を当社が東京モノレール株式会社より提供を受け、当該情報を利用して本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとし、
 - (5) りんかい Suica の利用者である Suica 登録希望者は、りんかい Suica に記録された個人を特定する情報を当社が東京臨海高速鉄道株式会社より提供を受け、当該情報を利用して本サービスの所定の手続きを行うことに同意するものとし、
- 2 第2条(3)②に定める会員は、紛失・故障又は機種変更など何らかの理由で登録済 Suica を変更する場合、当社が定める方法により、JRE POINT WEB サイト等に登録した SuicaID 番号の変更手続きをするものとし、この手続きを行わない場合、第2条(3)②に定める会員は、JRE POINT Suica 加盟店での電子マネー取引を行った場合又は鉄道利用に基づくポイントが付与される条件を満たした場合であってもポイントは付与されないものとし、
- 3 第2条(3)②に定める会員が前項の変更手続きを行った場合、当社は、変更手続き完了の翌日以降に、登録された SuicaID 番号を変更し、当該第2条(3)②に定める会員について、JRE POINT Suica 加盟店での電子マネー取引によるポイント付与及び鉄道利用に基づくポイント付与が可能な状態とするものとし、
- 4 第2条(3)②に定める会員は、第2項の変更手続き後、当社が前項に基づき SuicaID

番号を変更しポイントの付与が可能な状態にするまでの間は、JRE POINT Suica 加盟店での電子マネー取引を行った場合又は鉄道利用に基づくポイントが付与される条件を満たした場合であってもポイントは付与されないものとします。また、この期間に第2条(3)②に定める会員に生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条（第2条(3)③に定める会員）

- 1 第2条(3)③に定める会員となることを希望する会員希望者は、株式会社ビューカードが定めるビューカードの入会手続きを行うものとします。
なお、会員情報の記載漏れがあった場合又はビューカードの入会手続きにおいて適格と認められなかった場合には、会員登録を完了することができないことがあります。
- 2 株式会社ビューカードが当該会員希望者を適格と認めた場合、株式会社ビューカードは、会員証として利用できるビューカードを発行し、第2条(3)①及び第2条(3)③に定める会員となるものとします。ただし、JRE POINT のサービスのうち、一部のサービスを利用できない場合があります。

第7条（ID・パスワードの管理）

- 1 会員は、会員 ID 情報を、責任を持って管理するものとします。
- 2 会員は、会員 ID 情報を第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等その他いかなる処分もしてはならないものとします。
- 3 当社は、正当な会員 ID 情報が使用された手続き・操作等については、会員本人が行ったものとみなすものとします。第三者が会員 ID 情報を使用したことによる損害の負担は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 会員は、会員 ID 情報が漏洩し、会員 ID 情報が第三者に使用されていることを知った場合は、速やかに JRE POINT コールセンターに連絡するとともに、JRE POINT コールセンターからの指示がある場合には、これに従うものとします。

第8条（会員情報及び会員 ID 情報の変更）

- 1 会員情報又は会員 ID 情報に変更が生じた場合は、JRE POINT WEB サイト等にて登録情報の変更手続きを行うか、JRE POINT コールセンターまで申し出るものとします。ただし、第2条(3)③に定める会員について、会員情報に変更がある場合は、株式会社ビューカードが定める手続きを行うものとします。
なお、株式会社ビューカードに対して、会員情報の変更を申し出た場合、当社に会員情報の変更を申し出たものとみなします。
- 2 前項における変更手続きがなされない場合、必要な連絡及び通知が届かず、ポイント付与等のサービスが受けられなくなることがあります。なお、変更手続きがなされなかつ

たことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、当社はその賠償の責を一切負わないものとしします。

第9条（ポイント付与、ポイント残高の表示）

- 1 当社は、会員に対し以下の条件でポイントを付与するものとしします。なお、いずれの条件の場合も、購入商品、サービス内容又は支払方法によりポイント付与を行わない場合があります。
 - (1) 第2条(3)①に定める会員については、JRE POINT 加盟店において、商品の購入及びサービスの利用に際し、会員が精算前に会員証を提示した場合に限り、購入金額及びサービスの利用額等当社又は JRE POINT 加盟店が別に定めるポイント付与条件に応じて、ポイントを付与します。
 - (2) 第2条(3)②に定める会員については、JRE POINT Suica 加盟店において登録済 Suica の SF (Suica 電子マネー) を利用して電子マネー取引を行った場合、JRE POINT Suica 提携企業の交換可能ポイントについて JRE POINT に交換するための当社が別に定める手続きを行った場合又は第2条(19)に定める鉄道利用をされた場合に当社が別に定めるポイント付与条件に応じて、ポイントを付与します。なお、鉄道利用に基づくポイントは、第5条第1項(4)及び(5)に定める会員は付与の対象外としします。
 - (3) 第2条(3)③に定める会員については、ビューカードによる商品の購入及びサービスの利用の決済額に対し、当社又は株式会社ビューカードが別に定めるポイント付与条件に応じて、ポイントを付与します。
 - (4) 第2条(3)①～③に定める会員が、他サービスのアカウントと JRE POINT のアカウントを連携し、当社又は他サービスを提供する企業が別に定める条件を満たした場合、当社又は他サービスを提供する企業が別に定めるポイント付与条件に応じて、ポイントを付与します。
- 2 当社、ポイント加盟店等又は他サービスを提供する企業は、ポイント付与条件について、JRE POINT WEB サイト等、当該ポイント加盟店等又は他サービスを提供する企業の WEB サイト等や店頭等で告知するものとしします。
- 3 当社は、第1項によらず、キャンペーン等によりポイント付与を行う場合があります。この場合のポイント付与条件は、当社、ポイント加盟店等又は他サービスを提供する企業が、JRE POINT WEB サイト等、当該ポイント加盟店等又は他サービスを提供する企業の WEB サイト等や店頭等で告知するものとしします。
- 4 当社、ポイント加盟店等、JRE POINT Suica 提携企業又は他サービスを提供する企業は、ポイント付与条件を事前に会員に通知することなく変更することができるものとしします。この場合、会員は、当社、ポイント加盟店等、JRE POINT Suica 提携企業又は他サービスを提供する企業の決定に従うものとしします。

- 5 ポイント付与条件を満たしている場合であっても、当社、ポイント加盟店等又は他サービスを提供する企業がポイントを付与することが適切でない判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、会員は当社、ポイント加盟店等又は他サービスを提供する企業の決定に従うものとします。
- 6 ポイント残高は、JRE POINT WEB サイト等又は一部ポイント加盟店等の商品購入及びサービスの利用時に発行されるレシート等にて確認することができます。
- 7 会員が、当社の定める手続きを完了した場合、第1項(1)、第1項(2)、第1項(3)、第1項(4)により付与されたポイントを合算することができます。
- 8 鉄道利用に基づくポイントの付与内容に関する異議のお申し出は、ポイント付与があった月又は本来ポイントが付与されるべき月から3箇月後の月末までに行うものとします。

第10条 (ポイントの有効期限)

- 1 ポイントの有効期限は、ポイントの付与、利用等により、最後にポイント残高が変動した日から2年後の月末とします。
- 2 当社は、前項の定めによらない有効期限を定めた「期間限定ポイント」を付与する場合があります。付与された「期間限定ポイント」の有効期限は、JRE POINT WEB サイト等にて表示するものとします。

第11条 (ポイントの利用)

- 1 会員は、付与されたポイントを、以下の各号により利用することができます。
 - (1) 会員登録を完了した第2条(3)①に定める会員について
 - ア) 当社の定める JRE POINT 加盟店における商品購入時又はサービス利用時の代金の全部又は一部への充当
 - イ) 当社又はポイント加盟店が提供のお買物券等との交換
 - ウ) 当社又はポイント加盟店が提供する商品との交換
 - エ) その他、当社、ポイント加盟店又は他サービスを提供する企業が定める方法
 - (2) 第2条(3)②に定める会員について
 - オ) 登録済 Suica へのチャージ
 - カ) 登録済 Suica を用いた Suica グリーン券への交換
 - キ) 当社又はポイント加盟店が提供する商品との交換
 - ク) その他、当社、ポイント加盟店又は他サービスを提供する企業が定める方法
 - (3) 会員登録を完了した第2条(3)③に定める会員について
 - ケ) 当社又はポイント加盟店等が提供する商品との交換
 - コ) その他、当社、ポイント加盟店等又は他サービスを提供する企業が定める方法
- 2 第9条第7項の手続きを完了した会員は、前項の各号に定める利用方法のうち、該当

する全ての方法によりポイントを利用することができます。

3 期間限定ポイントの利用にあたっては、第1項の定めにかかわらず、利用方法を制限することがあります。利用方法については、JRE POINT WEB サイト等にて表示するものとします。

4 ポイントの換金はいりません。

5 ポイントの利用にあたっては、会員が期間限定ポイントを保有している場合は、期間限定ポイントから優先して利用するものとします。この場合、有効期限が短いポイントから優先して利用するものとします。

ただし、期間限定ポイントを利用できない場合はこの限りではありません。

6 会員は、当社の都合により、会員が希望する商品等を提供できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。当社は、会員が希望する商品等を提供できない場合は、会員が当該商品等との交換を希望したポイント（以下、「交換希望ポイント」といいます。）を会員に返還するものとします。

なお、交換希望ポイントの返還時点で、当該交換希望ポイントのうち有効期限を過ぎていたポイントについては、返還しないことがあります。

7 当社が商品等を会員に送付する場合は、当社が会員の商品等の交換申込みを確認した時点で、会員が当社に届け出ている住所（以下、「送付先住所」といいます。）に送付するものとします。

なお、当社は、商品等を送付先住所以外の住所には送付いたしません。

8 当社が会員に商品等を送付する場合は、書留等当社が定める方法により送付するものとします。

なお、当社が送付先住所に商品等を送付したにもかかわらず、お届け先住所不明等の理由により当社に返送された場合、会員が、発送日から6箇月が経過するまでの間に当社に申し出たときには、当該商品等を再発送するものとします。ただし、それ以後の当該商品等の再発送はしないものとします。

9 当社が会員に送付した商品等に瑕疵があった場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（ポイント譲渡の禁止）

1 会員は、会員が保有するポイントを他人に譲渡、貸与し、又はこれらに担保を設定することはできないものとします。また、会員は、他の会員が保有するポイントを譲り受け、又は借り受けることはできないものとします。

ただし、当社が定める手続きに従って行う場合を除きます。

2 会員は、他人に代わってポイントの付与を受けることはできないものとします。また、会員は、会員に代わって他人にポイントの付与を受けさせることはできないものとします。

ただし、当社が定める手続きに従って行う場合を除きます。

第13条（ポイントの取消・失効・修正）

1 会員は、第9条第1項(1)の定めによりポイント付与を受けた際に購入した商品を返品する場合、お買上レシートとともに会員証を提示するものとし、お買上時に付与されたポイント分に対する減算手続きを受けるものとします。

なお、減算手続き後のポイント残高がマイナスとなった場合、当社又はポイント加盟店はマイナス分を1ポイントあたり1円として現金でのお支払いを請求することがあります。

1の2 会員が、第9条第1項(3)の定めによりポイント付与を受けたのち、ビューカードにより購入した商品の払戻しやサービス利用のキャンセルを行った場合、当社又は株式会社ビューカードはポイントを減算することがあります。

なお、減算手続き後のポイント残高がマイナスとなった場合、当社又は株式会社ビューカードはマイナス分を1ポイントあたり1円としてお支払いを請求することがあります。

1の3 会員が、第9条第1項(4)の定めによりポイント付与を受けた際に購入した商品の払戻しやサービス利用のキャンセルを行った場合、当社又は他サービスを提供する企業はポイントを減算することがあります。

なお、減算手続き後のポイント残高がマイナスとなった場合、当社又は他サービスを提供する企業はマイナス分を1ポイントあたり1円としてお支払いを請求することがあります。

2 会員が、第9条第1項各号の定めによりポイント付与を受けた際に購入した商品について、付与されたポイントを利用してお買物券、商品、Suicaチャージ又はSuicaグリーン券への交換等を行った後に返品した場合、当社は、当該お買物券、商品、Suicaチャージ及びSuicaグリーン券の返還又は当該お買物券、商品、Suicaチャージ及びSuicaグリーン券に相当する金額のお支払いを請求する場合があります。

3 次の各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイント残高の全てが失効し、ポイントのご利用ができなくなるものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。

(1) 第10条第1項に定めるポイントの有効期限を経過した場合

(2) 会員が第14条により退会した場合

(3) 会員が第15条により会員資格を喪失した場合

(4) 第16条に基づきJRE POINTのサービスが終了した場合

(5) その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合

合

4 当社は、修正することが適当であると判断する事情が存在する場合、会員のポイント

残高を修正することがあります。

- 5 会員が、第9条第1項(2)の定めによりポイント付与を受けた際に購入したモバイルSuica定期券を払い戻す場合、当社は払戻し分の金額に相当するポイントを減算します。なお、減算手続き後のポイント残高がマイナスとなった場合、当社はマイナス分を1ポイントあたり1円として現金でのお支払いを請求することがあります。

第14条（退会）

- 1 会員は随時退会できるものとし、退会に際しては以下の手続きを行うものとします。なお、該当する手続きが複数ある会員は、全ての手続きを行う必要があります。
 - (1) 第2条(3)①に定める会員は、JRE POINT コールセンター又は一部のポイント加盟店が設置するインフォメーションカウンター等に、退会の申請をするものとします。

なお、ビューカードを会員証として利用している会員は、必ず株式会社ビューカードの退会手続きを行う必要があります。
 - (2) 第2条(3)②に定める会員は、JRE POINT WEB サイト等にて、退会の申請をするものとします。
 - (3) 第2条(3)③に定める会員は、ビューカードの退会手続きをするものとします。
- 2 退会時まで付与されたポイントは退会手続き完了と同時に失効するものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。

第15条（会員資格の喪失）

- 1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当するとき、会員の資格を停止し、又は喪失させることができるものとします。また、当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、会員資格を停止することができるものとします。なお、会員の資格を喪失した場合、資格の喪失と同時に、それまでに当該会員に付与されたポイントは失効するものとします。また、会員証の発行を受けた会員については、会員資格の喪失と同時に、会員証は無効となるものとします。
 - (1) 会員規約又は当社が別に定める規約・特約等に違反した場合
 - (2) 会員が第14条により退会した場合
 - (3) 会員が反社会的勢力であることが判明した場合（過去5年以内に構成員だった場合を含みます。）
 - (4) 会員が実在しない場合(死亡した場合を含む)や、日本国外に居住する場合
 - (5) 会員が過去に会員規約違反等により、会員資格が停止され、又は喪失されている場合
 - (6) 会員登録手続きの際に当社に届け出た事項に虚偽・誤記又は記入漏れがあった場合

- (7) 会員が後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合
 - (8) 不正利用、その他正常でない方法でポイントが付与され又は利用された場合
 - (9) その他、当社が会員として不適格であると判断した場合
- 2 当社は、当社に届け出た住所、電話番号又は電子メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった会員についても、会員の資格を喪失させることがあります。
- 3 当社は、会員となった日又は最後にポイント残高が変動した日から2年後の月末まで、一切ポイント残高の変動が無い会員についても、会員の資格を喪失させることがあります。
- 4 当社は、第2条(3)③に定める会員が、ビューカード会員規約の定めにより、ビューカード会員の資格を喪失した場合は、当該会員の会員資格を喪失させることがあります。

第16条（サービスの中断及び終了）

- 1 当社は、次の各号に該当する場合に、JRE POINT のサービスを中断又は終了することができるものとします。
- (1) JRE POINT のサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
 - (2) 当社が、JRE POINT のサービスの中断又は終了を判断した場合
 - (3) その他、やむを得ない事情がある場合
- 2 当社は、JRE POINT のサービスの中断又は終了に伴って会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、JRE POINT のサービスを中断又は終了するときには、JRE POINT WEB サイト等で告知するものとします。ただし、JRE POINT のサービスの中断又は終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第17条（会員の個人情報の収集・利用・提供）

- 1 **【会員の個人情報の収集・利用・提供に関する同意】**
会員は、第2項に示す会員の情報を、第3項に定める利用目的のため、当社が必要な保護措置を講じたうえで収集、利用及び提供することに同意します。
- 2 **【収集・利用・提供する個人情報】**
当社は、第3項に定める利用目的のため、以下の会員の個人情報を利用します。
- (1) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、E-Mail アドレス等、会員が入会申込時に届けた事項及び入会後に届けた事項（Suica を登録した際は SuicaID 番号、定期券情報、購入区間、期間等を含みます。）
 - (2) 入会日、会員証の番号等、会員と当社の契約に関する事項
 - (3) 会員の JRE POINT のサービスの利用内容（ポイント付与及び利用に関する履歴、

登録した Suica に紐づく改札通過履歴（乗降駅、利用日時、利用金額等）、購買履歴（利用日時、利用店舗、利用金額、購入商品、決済手段等）、JRE POINT 会員情報が紐づく各種サービスの履歴等を含みます。）及び電話等での問合せ等により当社が知り得た情報（通話内容を含みます。）

- (4) 官報や電話帳等一般に公開されている情報
- (5) JRE POINT WEB サイト等を利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、端末の利用環境、クッキー情報、IP アドレス、位置情報、端末の固体識別番号等の情報
- (6) 第三者から提供を受けた会員に関連する個人関連情報（提供元の第三者にとっては個人を特定することのできないアンケートの回答に関する情報、属性情報（性別、年齢、職業、趣味嗜好、お住まいのエリア等を含みます。）及び購買履歴（利用日時、利用店舗、利用金額、購入商品、決済手段等）等の会員に関する各種情報を含みます。）であって、当社又はグループ会社が保有する個人データと照合、紐づけ、付加等を行うことで個人情報として取得した情報

3 【当社の個人情報の利用目的】

- (1) JRE POINT のサービスの提供及びポイント特典等の提供を行うため。
- (2) JRE POINT のサービスの利用状況（第2項(1)から(3)まで、(5)及び(6)に掲げる個人情報を含みます。）を分析し、市場調査、商品開発、お客さまの趣味、嗜好に応じたマーケティングを行うため。
- (3) 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析し、当社及びポイント加盟店、提携先等が営む事業における商品、ポイント特典、サービスに関する宣伝物等の送付、広告の展開及びそれに付随する営業案内を行うため。
- (4) 会員への取引上必要な連絡及び取引内容の確認を行うため。
- (5) 当社と第5項に基づき個人情報を共同利用する者の行う会員組織の登録及び維持管理を行うため。
- (6) JRE POINT のサービスを提供する目的において、法令の手続きに従って第三者への提供を行うため。
- (7) JRE POINT WEB サイト等を利用・閲覧する会員の利用状況を分析し、JRE POINT WEB サイト等のサービスの内容改善による利便性の向上、及び会員に対して興味・関心度の高い情報を適切なタイミングで提供するため。
- (8) JRE POINT WEB サイト等を利用・閲覧した会員について、当社の JRE POINT WEB サイト等の広告主、広告配信サービス事業者及びポイント加盟店等に対して、会員の属性情報（性別、生年月日、郵便番号等）を提供し、会員に対して興味・関心度の高い情報を提供するため。
- (9) その他上記各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため。

4 【個人情報の第三者提供】

- (1) 当社は、第2項に示す会員の個人情報を、第3項各号に定める目的を達成するために必要な限度において、グループ会社及びテナント等に対して提供します。
- (2) 当社は、第2項に示す会員の個人情報を、第3項(2)及び(8)に定める目的のため、個人情報のうち特定の個人を識別できないよう加工した情報を以下の者に提供する場合があります。

【提供先】

- ・ポイント加盟店、当社又はグループ会社のテナント
- ・広告配信サービス事業者
- ・当社又はグループ会社が提供するWEBサイト又はアプリケーション等の広告主
- ・当社と業務提携関係にある事業者等

※提供先が外国にある第三者である場合、当該提供先の所在国の個人情報保護制度等に関する情報は、以下のリンク先を確認してください。

リンク先 <https://www.jrepoint.jp/agreement/cross-border-recipients.pdf>

- (3) 当社が別に定める場合を除き、個人情報を、特定の提供先のみを提供し、その他の提供先には提供しないという申し出には応じかねます。
- (4) 以下の場合、会員の事前承諾なしに、第三者に個人情報を提供する場合があります。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合
 - ③公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の承諾を得ることが困難である場合
 - ④国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の承諾を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのある場合

5 【個人情報の共同利用】

- (1) 当社及びグループ会社は、以下に記載する①の個人情報を③の利用目的の範囲内で共同して利用します。
 - ①共同して利用する個人情報：第2項(1)から(3)まで、(5)及び(6)に掲げる個人情報
 - ②共同して利用する者の範囲：グループ会社
 - ③利用する者の利用目的：第3項に掲げる目的の範囲内で関連する業務を行うため
 - ④個人情報の管理について責任を有する者：

東日本旅客鉄道株式会社 喜勢 陽一

※2026年4月1日時点での情報です。最新の情報は、当社HPの会社概要(<https://www.jreast.co.jp/company/outline/>)若しくは個人情報の取扱いに関

する基本方針 (<https://www.jreast.co.jp/site/privacy.html>) を確認してください。

- (2) 当社及びグループ会社は、共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、上記③の目的以外には利用しないものとします。

6 【個人情報の業務委託】

当社は、第2項に示す会員の個人情報を、第3項に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、当社が業務を委託する第三者に提供することがあります。

7 【個人情報の開示、訂正、削除】

- (1) 会員は、当社に対して、本項(2)の定めに従って自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (2) 会員は、当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、JRE POINT コールセンターに連絡するものとし、JRE POINT コールセンターは、開示請求手続き(受付方法、必要な書類等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法(当社ホームページ等)によってお知らせしております。なお、開示請求を行う場合、会員は本人確認書類(自動車運転免許証、パスポート等)の提示その他所定の手続きに従っていただくとともに、所定の手数料をご負担いただく場合があります。
- (3) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じます。
- (4) 会員が、自己の個人情報の利用停止又は削除を希望する場合は、申し出いただいた方が本人であることを確認したうえで、合理的な期間及び範囲で利用停止又は消去を行います。
- (5) 会員から個人情報の開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じかねる場合があります。

8 【個人情報の取扱いに関する不同意】

当社は、会員が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。ただし、第3項に掲げる利用目的(3)に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

9 【宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出】

会員は、第3項に掲げる利用目的(3)において定める宣伝印刷物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。ただし、JRE POINT のサービスの運営に必要な重要なお知らせの提供については除きます。なお、本条に関する申し出は JRE POINT WEB サイト等 JRE POINT コールセンター、又は当社が指定する一部のポイント加盟店のインフォメーシ

ョンカウンター等にて受け付けます。

10 【個人情報に関するお問合せ先】

個人情報に関するお問合せ及びご意見は、JRE POINT コールセンターにて受け付けます。

第 18 条（規約の変更等）

1 当社は、法令に定める範囲内で、会員規約を変更できるものとします。当該変更は、JRE POINT WEB サイト等で原則 60 日前までに告知するものとします。ただし、会員の利益に適合するときは、この限りではありません。

2 会員規約の変更後は、変更後の内容のみ有効となります。

第 19 条（問合せ窓口）

会員規約、ポイントの付与及び利用ならびに会員情報等についてのお問合せ、ご相談は、JRE POINT コールセンター又は当社が指定する一部のポイント加盟店のインフォメーションカウンター等にて受け付けるものとします。

第 20 条（免責事項）

1 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、JRE POINT のサービスに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。

2 当社が JRE POINT のサービスに関して会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。

3 会員とポイント加盟店等との間に発生する全てのトラブルについては、会員とポイント加盟店等の当事者間で直接解決することとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 21 条（準拠法）

会員規約及び JRE POINT のサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法に準拠するものとします。

第 22 条（紛議解決）

JRE POINT のサービスに関連して、会員と当社との間で発生した問題について解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（施行・有効開始日）

会員規約は、日本標準時間 2026 年 4 月 1 日より有効とします。

ポイント交換に関する特約

第1条（適用範囲）

本特約は、JRE POINT 会員規約第2条(3)③に定める会員のうち当社が別に定める会員が、JRE POINT のサービスにおいて、グループ会社以外の企業が提供する以下のポイントサービスへの交換を行う場合に適用されるものとします。なお、以下のポイントサービスへの交換にあたっては、当該ポイントサービスの会員であることが必要となります。

- (1) JRE POINT から日本航空株式会社が提供する「JMB マイル」へのポイント交換
- (2) JRE POINT から株式会社ビックカメラが提供する「ビックポイント」へのポイント交換

第2条（会員情報の提供）

JRE POINT 会員規約第2条(3)③に定める会員は、前条に定めるポイント交換を行うことを当社に申し出た場合、当社が、当該会員の会員情報とポイント交換にあたり必要となる情報を、株式会社ビューカードを通じて以下の交換先のポイントサービスを運営する企業に提供することに同意するものとします。

- (1) 本特約第1条(1)に定めるポイント交換を申し出た場合は、日本航空株式会社及び株式会社ジャルカード
- (2) 本特約第1条(2)に定めるポイント交換を申し出た場合は、株式会社ビックカメラ

えきねっとに関する特約

第1条（適用範囲）

本特約は、えきねっと及び JRE POINT の両サービスに会員登録を行い、当社が別に定める連携手続きを行った会員に適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本特約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「えきねっと」とは、株式会社 JR 東日本ネットステーション（以下、「ネットステーション」という。）が「えきねっと利用規約」において定めるとおりとします。
- (2) 「JR 券申込サービス」とは、当社が「JR 券申込サービスに関する規約」において定めるとおりとします。

第3条（ポイント付与）

1 当社は、本特約第1条で定めた会員がえきねっとを利用した場合に、以下の条件でポイントを付与するものとします。なお、いずれの条件の場合も、購入商品、サービス内容等によりポイント付与を行わない場合があります。

(1) JR 券申込サービスで乗車券類を購入した場合に、乗車券類の内容及び乗車方法等に応じて、別に定めるポイント付与条件によりポイントを付与します。

(2) JR 東日本国内ツアーの旅行商品を購入した場合に、購入金額に対し、別に定めるポイント付与条件によりポイントを付与します。

(3) 駅レンタカーの予約をした場合に、予約時の申込金額に対し、別に定めるポイント付与条件によりポイントを付与します。

(4) 前各号に加え、別に定める条件によりポイントを付与することがあります。

2 当社又はネットステーションは、ポイント付与条件について、JRE POINT WEB サイト又はえきねっとで告知するものとします。

第4条（個人情報の収集・利用・提供）

本特約第1条で定めた会員がえきねっと利用時に入力した情報は、本則第17条第1項～第6項の各項に準じて取り扱います。

第5条（本特約の施行・有効開始日）

本特約は、日本標準時間 2022 年 4 月 1 日より有効とします。